

平成30年度 東京都立葛飾盲学校 学校経営計画

校長 山岸直人

本校は、昭和37年に東京都立文京盲学校から分離・開校し、本年度は創立57年目となる。

全国の多くの盲学校と比較すると、その歴史と伝統はまだ浅いものの、在籍する幼児・児童・生徒に対する質の高い指導を行うため、他校と同様に視覚障害教育の専門性の維持・継承・発展に努めながら、種々の教育活動を展開しているところである。

また、東京都東部地域における視覚障害教育のセンター校、全国的にも数少ない、高等部を設置していない盲学校といった状況に加え、特別支援教育の更なる推進、インクルーシブ教育システムの構築といった今日的課題に即応し、視覚障害特別支援学校としての在り方を常に追究する必要がある。

このことを念頭に置き、以下のとおり学校経営計画を策定する。

I 目指す学校

自立と自律を目指して ～ 一人一人の可能性を広げ、主体性を高める学校 ～

- 1 人権尊重の理念に基づき、一人一人を大切にした温かな教育を推進する学校
- 2 生きる力の育成に向けて、個に応じた指導を学部・寄宿舎ともに推進する学校
- 3 地域への貢献と共生社会の実現に向けて、外部支援、学校開放、交流等を推進する学校
- 4 教職員の資質向上に向けて、組織的・計画的取組と研修・研さんを推進する学校
- 5 着実な取組と幼児・児童・生徒の成長を通して、保護者・地域・都民から信頼される学校

II 中期的目標と方策

1 幼児・児童・生徒を確かに育てるために

- (1) 幼児・児童・生徒理解
アセスメントに基づいて、学校生活支援シート及び個別指導計画をはじめとする諸計画を作成し、一人一人の教育的ニーズに応じた教育活動を展開する。
- (2) 学習指導
幼児・児童・生徒の課題に応じた教材・教具を工夫・開発し、分かりやすく楽しい授業を展開するとともに、基礎的・基本的な学力や生活力の確実な定着を図る。
- (3) 生活指導
いじめ・体罰の防止、防犯・防災、総合的な健康づくり等に関する取組を通して、安全・安心な学校づくりを更に進めるとともに、自己肯定感を高め、自他を思いやる豊かな心を育てる。
- (4) 進路指導
年齢や発達段階に応じた役割の遂行、将来の進路に関する情報収集や見学・体験等を通して、キャリア教育の充実を図るとともに、自立と社会参加を目指す心を育てる。
- (5) 特別活動
一人一人のもっている力や日ごろの取組成果の十分な発揮、他者との多様な関わり合いができるよう、行事や活動の工夫を行い、主体性や社会性の伸長を図る。
- (6) 寄宿舎における指導
学級担任や保護者と連携しながら、基本的な生活習慣の確立を目指した指導を行うとともに、異年齢集団での地域活動、季節的活動等への取組を通して、社会性や自立心の伸長を図る。

2 地域と共に伸びゆくために

- (1) 理解充実と情報発信
交流及び共同学習、近隣店舗や施設の利用、副籍制度の活用等を通して、視覚障害に関する理解充実を図る。また、学校Webサイト（ホームページ）、行事の公開や施設の開放等を通して、積極的に情報を発信し、保護者はもとより、地域や都民からの信託に応える。

(2) センターの機能の発揮

乳幼児教育相談、見え方の相談会等を通して、視覚面に課題のある乳幼児・児童・生徒及びその保護者への助言・支援を行う。また、弱視通級指導学級との連携に努めるほか、保健・医療・福祉・教育・労働等の各機関とのネットワークを拡充し、要請に対して的確な助言・支援を行う。

3 教職員の資質向上のために

(1) 学校運営と人材育成

教育に携わる公務員としての自覚のもと、服務規律の厳正を図るとともに、組織的・計画的な取組によって、最大の教育効果を上げるよう努める。また、質の高い教育活動を行うため、経験や課題に応じたOJTや研修等の推進を通して、視覚障害教育の専門性を全教員が身に付ける。

Ⅲ 今年度の取組目標と方策

1 教育活動の目標と方策

(1) 幼児・児童・生徒を確かに育てるために

ア 幼児・児童・生徒理解 —— 指導のためのR-PDCAサイクルの確実な循環

- ① 幼児・児童・生徒のアセスメントを適切に行い、教育的ニーズを明らかにするとともに、個別指導計画や年間指導計画（自立活動も含む）などの諸計画を作成する〔年度当初〕。
- ② 幼児・児童・生徒の実態に即した教室環境の整備を行う〔各学期当初〕。また、安全点検や校内美化を通して、安全面の維持や実態の変化に伴う改善を行う。
- ③ 週ごとの指導計画、寄宿舎職務計画の作成と評価を通して、計画的な指導や取組を行うとともに、成果と課題を踏まえて、計画や手だての修正などに役立てる。
- ④ 学校生活支援シート、個別指導計画の作成と評価においては、面談等を通して保護者との十分な連携と共通理解を図り、以後の指導を一層充実させる。
- ⑤ 年度末の担任・担当者間の引継事項を明確にすることを通して、幼児・児童・生徒に関する情報を確実に引継ぐとともに、指導の一貫性や連続性を確保する。

イ 学習指導 —— 指導内容・方法の工夫と、到達点に分かる指導

- ① 幼児・児童・生徒が「楽しく学べる」「よく分かる」「しっかり身に付く」と実感できる指導を行うとともに、今日的な教育課題を教育課程に位置付け、学習活動を着実に推進する。
- ② 幼児・児童・生徒の課題に応じた教材・教具の活用、自作教材の作成と開発に努め、個に応じた指導の一層の充実を図る。
- ③ 様々な困難やストレスの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を、幼児・児童・生徒の発達段階に応じて推進し、適切な援助希求行動ができるようにする。
- ④ 校内読書コンクール、ひらがな・点字・漢字検定などを通して、学習の到達状況を積極的に評価・称賛するとともに、外部の検定・大会・展覧会などの機会も積極的に提供する。
- ⑤ 授業参観や道徳授業地区公開講座など、保護者が実際の取組を参観できる機会を設け、保護者との十分な共通理解を図る。

ウ 生活指導 —— 安全・安心の確保と、気持ちに寄り添った健全育成

- ① いじめ・体罰の未然防止に向けて、聞き取りや質問紙による状況把握を行うほか、日常からのわずかな変化も見逃すことのないように努める。
- ② 安全教育プログラムを活用した生活安全・交通安全・災害安全の指導を推進し、生涯にわたって安全な生活を送るための基礎を培う〔8月以外の毎月1回〕。
- ③ 年間を通して避難訓練を実施し、防災意識の更なる向上を図る〔8月以外の毎月1回〕。また、一泊二日宿泊防災訓練を実施し、被災時の望ましい心構えや行動の習得を図る。
- ④ 白杖を用いた歩行指導、一人通学の指導、スクールバス乗車に関する指導を、一人一人の実態や通学方法に応じて、適切に行う。
- ⑤ 総合的な体力・健康づくり、食育を推進する。また、食物アレルギー等への具体的対応については、保護者とも十分な確認を行い、組織的かつ確実に取組む。
- ⑥ 医療的ケアを必要とする場合は、主治医による指示のもとに実施体制を整備し、医療関係者や保護者との緊密な連携をとりながら、安全かつ適切に医療的ケアを行う。

エ 進路指導 —— 体験の積み重ねと、将来のイメージづくり

- ① 日々の係活動や分担された役割の遂行をはじめ、職業や進路に関する見学・体験を行うなど、キャリア教育の充実を図り、将来への展望と働く意義の理解を深める機会とする。
- ② 高等部設置校と連携して進路指導を行うほか、その他の関係諸機関とも連携を図り、保護者にも進路に関する情報提供を積極的に行う。

オ 特別活動 —— 活動・体験内容の工夫と、継続的な関わり合い

- ① 各種学校行事（事前・事後学習を含む）の計画的かつ円滑な実施を通して、体験的活動の充実を図るとともに、集団活動の喜びや連帯感を深める。
- ② 地域の保育園、小・中学校との交流及び共同学習、地域行事への参加、地域の高齢者との交流を通して、他者と関わり合うことの楽しさを経験し、自己有用感の向上を図る。
- ③ 中学部では、部活動や各種大会等への参加を通して、余暇活動の充実を図るとともに、生涯学習・スポーツの意欲を育てる。

カ 寄宿舎における指導 —— 集団活動の充実と、生活技術の向上

- ① 宿泊を伴う生活を通して、基本的な生活習慣の習得と確立を図るとともに、学年や学部を超えた集団での活動、舎生会による自治的活動の経験を通して、自立心の育成を図る。
- ② 行事等を通して、地域との交流を充実させるとともに、一部の行事への参加や保護者参観・面談等を通して、保護者との十分な共通理解を図る。

(2) 地域と共に伸びゆくために

ア 理解充実と情報発信 —— 地域との更なる連携と、教育活動の積極的な公表

- ① 地域の保育園、小・中学校との交流及び共同学習、地域行事への参加、近隣店舗や施設の利用、副籍制度の活用を通して、視覚障害児・者、視覚障害教育に関する理解の充実を図る。
- ② 学校Webサイト（ホームページ）の定期的更新、学校公開、道徳授業地区公開講座、学芸会などの行事、ボランティア養成講座、施設開放を通して、積極的な情報発信を行う。
- ③ 外部機関からの視察依頼や協力依頼には可能な限り応じ、視覚障害児・者、視覚障害教育に関する理解を図るとともに、更なる充実のための助言や情報提供を行う。
- ④ 平成29年度都立特別支援学校における社会貢献活動モデル事業実施校としての成果を踏まえ、地域の高齢者施設の利用者に対する直接的な社会貢献活動を継続する。

イ センターの機能の発揮 —— ネットワークの活用と、専門性の還元

- ① 乳幼児教育相談や足立・江東・葛飾区にて見え方の相談会を行い、視覚面に課題のある乳幼児・児童・生徒及びその保護者に対して、適切な助言・支援を行う。
- ② 弱視通級指導学級との更なる連携を図るとともに、関係機関への訪問を積極的に行う。また、他校からの要請に応じ、児童・生徒、保護者、教員に対して、適切な助言・支援を行う。

(3) 教職員の資質向上のために

ア 学校運営と人材育成 —— 教育活動のより強固な基盤づくりと、教職員相互の高め合い

- ① <幼児・児童・生徒理解>人権教育プログラムを活用し、人権尊重の精神といじめ・体罰の未然防止を徹底するとともに、幼児・児童・生徒に関する教職員の共通理解を図る。
- ② <教育課程>学習指導要領等の改訂と関連する移行措置の適正な実施、教育内容・方法の一層の充実と新たな教育課程の編成に向けて、教育課程検討委員会を設置する。
- ③ <学習・生活・進路指導、特別活動>全教員の研究授業と評価、学校危機管理マニュアルの改訂、各種委員会・研修等における意見交換などを通して、指導の改善に反映させる。
- ④ <寄宿舎における指導>寄宿舎と学級担任・学部との密な連携に努め、相互の生活状況や課題の確実な共有を図る。
- ⑤ <教職員としての基本>服務規律の厳正、職務遂行の精度向上など、教育に携わる公務員に求められる基礎的・基本的な事項の徹底を図り、関連する事故の発生を0件とする。
- ⑥ <学校資産の効果的な活用>教職員相互に連携しながら、学校予算や学校徴収金の効率的・効果的な執行と編成、学校施設・設備の保全と環境保護・省エネルギーに取り組む。

- ⑦ <教員の専門性向上>視覚障害教育の専門性向上のため、OJTや研修を教職経験や年数等に応じて行う。また、特別支援学校教諭免許状（視覚障害領域）の全教員取得を目指す。
- ⑧ <教職員のライフ・ワーク・バランス>教員の長時間労働の改善や学校教育の質の維持・向上等を図るため、教職員の在校時間の適切な把握と意識改革の推進等に取り組む。
- ⑨ <学校評価>学校運営連絡協議会〔年3回〕を活用し、PDCAサイクルに基づく学校評価を行い、学校運営、教育活動等の更なる充実・改善を推進する。

2 重点目標と方策

〔項目〕欄の番号・記号は、Ⅲ－1の項番に対応する。）

項目	事項	目標（数値、時期等）	担当	備考
ア	① 自立活動の年間指導計画	年1回	一貫教育	
	② 安全点検、校内美化（本校舎）	月1回（年11回）、年15回	生活指導・寄宿舎	
	③ 週ごとの指導計画、寄宿舎職務計画の作成と評価	週1回	一貫教育・寄宿舎	
	④ 個別指導計画の充実	学期1回（年3回）	一貫教育・寄宿舎	
	⑤ 引継事項の明確化と確実な引継	年度末3回	一貫教育	
イ	① 外国語活動の新規実施（小学部3・4年）	年15単位時間ほか	一貫教育	
	「特別の教科 道徳」に向けた指導内容の蓄積	通年	一貫教育	
	日本の伝統・文化教育、環境教育の推進	通年	一貫教育	
	オリンピック・パラリンピック教育の推進	年35単位時間	一貫教育	
	芸術教育の推進	通年	一貫教育	
	主権者教育の推進	通年	一貫教育	
	タブレット端末の活用の推進	通年	教務	
	② 自作教材（学習コンテンツ）の作成と開発	全員1点以上	研修	
	③ SOSの出し方に関する教育	年1単位時間又は日常の指導	一貫教育	
	④ 校内読書コンクール（読書王）	7～1月・延べ150冊	一貫教育	
	校内ひらがな・点字・漢字検定	学期1回（年3回）	一貫教育	
	視覚障害者珠算検定	年1回	一貫教育	
	日本漢字能力検定、実用英語技能検定	各年1回（実施3回中）	一貫教育	
作品展（詩、短歌、俳句、美術、書道等）	随時	一貫教育		
⑤ 授業参観	年6日・延べ90家庭	教務		
ウ	① いじめ・体罰の状況把握	年2回・発生0件	生活指導	
	② セーフティ教室	年1回	生活指導	
	③ 一泊二日宿泊防災訓練	年1回・中学部生全員	生活指導	
	④ 白杖歩行指導、一人通学指導	随時	一貫教育	
	⑤ 体力調査	小1回、中3回	一貫教育	
	食材体験	月1回（年11回）	生活指導	
	郷土料理献立	年10回	生活指導	
	特別食の提供	随時、関連事故発生0件	生活指導	
	⑥ 医療的ケアの実施	随時、関連事故発生0件	生活指導	
	エ	① 就業体験（校内・校外）	各年1回	支援
生徒進路学習会、進路先見学会（学年別）		各年1回	支援	
② 保護者向け進路講演会		年1回	支援	
オ	① 儀式、文化、集団宿泊的行事の円滑な実施	通年	一貫教育	
	② 保育園、小・中学校との交流及び共同学習	幼3回、小40回、中2回	支援	
	南綾瀬地区センターまつりへの参加	年1回（10月）	支援	
	地域の高齢者施設利用者との交流	年1回	支援	
	東京都公立学校パラスポーツ交流大会への参加	年1回	中学部	
	福井県立盲学校との交流	年1回	中学部	
	③ スポーツ部、芸術部	年20回、年10回	中学部	
関東地区盲学校水泳大会、陸上競技大会	各年1回（9月、11月）	中学部		
東京都障害者スポーツ大会	年1回	中学部		
カ	① 遊び活動	随時	寄宿舎	
	舎生会活動（代表者会）	月1回（年10回）	寄宿舎	
	② 夏の開舎	夏季休業日中2回	寄宿舎	
	地域との交流（児童館、買い物、公園等）	年10回	寄宿舎	
	寄宿舎祭	年1回（12月）・175名	寄宿舎	
保護者参観	年8日（11月）	寄宿舎		

項目	事項	目標(数値、時期等)	担当	備考		
(2)	ア	① 保育園、小・中学校との交流及び共同学習	幼3回、小40回、中2回	支援	(1)才②再掲	
		南綾瀬地区センターまつりへの参加	年1回(10月)	支援	(1)才②再掲	
		地域との交流(児童館、買い物、公園等)	年10回	寄宿舎	(1)カ②再掲	
		副籍制度の活用	通年(15名)	支援		
	イ	② 学校Webサイト(ホームページ)の更新	年50回	教務		
		学校公開	年3回・80名	支援		
		ボランティア養成講座	年1回(7月)・10名	支援		
		③ 外部機関からの視察・協力依頼への対応	随時	副校長		
	イ	④ 地域の高齢者施設利用者との交流	年1回	支援	(1)才②再掲	
		① 乳幼児教育相談	年70回・延べ150名	支援		
			見え方の相談会(足立区、江東区、葛飾区)	各区年1回・計75名	支援	
		② 区教育委員会、医療、療育等関係機関の訪問	年40回	支援		
小・中学校への支援			年10回	支援		
他障害種別の特別支援学校への支援			年5回	支援		
(3)	ア	① 学校いじめ対策委員会、いじめ研修	年3回、年1回	生活指導		
		体罰防止研修	年2回	副校長		
		アセスメントケース会	年1回	研修		
	ア	② 教育課程検討委員会	月1回程度	教務		
		③ 全教員の研究授業と評価	年1回以上	副校長	学習指導	
			学校危機管理マニュアルの改訂	年1回	生活指導	生活指導
		防犯訓練	年1回	生活指導	〃	
		防災教育推進委員会	年2回	生活指導	〃	
		一泊二日宿泊防災訓練に係る連携・協力等の計画	年1回	生活指導	〃	
		学校保健委員会、保健研修	年3回、年2回	生活指導	〃	
		食物アレルギー対応委員会、アレルギー対応研修	年3回、年1回	生活指導	〃	
		摂食指導講演会	年1回	生活指導	〃	
		教員向け進路研修会、見学会	年2回	支援	進路指導	
		都立文京盲学校との進路連絡会	年1回	支援	〃	
		学校間交流に係る事前打合せ	学部単位の交流あたり1回	支援	特別活動	
		ア	④ 寄宿舎と学級担任・学部とのケース会	学期1回	寄宿舎	
			⑤ 服務事故防止研修、個人情報保護に関する研修	各年2回	副校長	
	ラインによる意思決定			通年	副校長	
	校内監察(通勤、私費に関する事項)			年1回	副校長	
	メンタルヘルス講習会			年1回	副校長	
	ア	⑥ 予算調整会議による執行管理(公費、私費)	年5回	経営企画室長		
			学校予算の効率的・効果的な執行	自律経営推進予算の97%	経営企画室長	
			年間計画に基づく予算編成(公費、私費)	年1回(11~2月)	経営企画室長	
			予算全般及び就学奨励費に関する研修	年2回	副校長	
			光熱水費に係るメーターの検針	毎日	経営企画室長	
			不要箇所の消灯、ガスチェック等	毎日	経営企画室長	
	ア	⑦ 新転任者研修会	年20回	研修		
			グループ研究会	年10回、講師等招へい1回	研修	
			専門研修(段階別研修)	年5回	研修	
			点字学習会	年5回	研修	
			特別支援学校教諭免許状(視覚障害領域)	取得済75%、未受講0%	副校長	
	ア	⑧ 教職員の在校時間の適切な把握	「在校60時間超/週」0名	校長		
			学校閉庁日の設定(長期休業日中)	年2日(8月)	校長	
	ア	⑨ 児童・生徒評価(評価委員による聞き取り)	満足度90%	一貫教育		
			保護者評価(アンケート)	回収率90%、満足度80%	一貫教育	